

軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付について(フロー図)

要支援1・2または要介護1
(自動排泄処理装置を使用する場合は要介護2・3も含む)

はい

下記用具のレンタルが必要

- ・車いす ・車いす付属品
- ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具 ・体位交換器
- ・認知症老人徘徊感知器
- ・移動用リフト (つり具を除く)
- ・自動排泄処理装置(交換可能部品を除く)

はい

利用したい用具について「厚生労働大臣が定める者のイ」(別紙表1)に該当する基本調査の結果が、直近の認定調査結果を用いて該当する確認できるか
例:特殊寝台の場合、基本調査1-4又は1-3に「3、できない」が確認できるか

いいえ

利用したい用具が、車いすおよび車いす付属品もしくは移動用リフトに係るもので【判断基準】②に該当するか

いいえ

【判断基準】③に該当するか確認し該当する場合は主治医から得た情報および福祉用具専門相談員等のほか利用者の状態像などについて適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議を行い、必要性について検討してください。
また、利用開始前までに介護保険担当へ**確認依頼書**を提出してください。審査の結果、許可となった場合用具の利用が可能です。

いいえ

例外給付の確認申請は不要

要介護2～5の認定を受けている人(自動排泄処理装置については、要介護4・5)は、サービス担当者会議で必要性について検討して必要な用具を利用する

いいえ (上記以外の用具)

例外給付の確認申請は不要

はい

例外給付の確認申請は不要

必要な理由を居宅サービス計画に記載し、必要に応じて随時、サービス担当者会議を行い、その必要性について検討し、適切な利用に努めてください。

はい

例外給付の確認申請は不要

主治医から得た情報および福祉用具専門相談員等のほか利用者の状態像などについて適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議を行い、判断し必要な用具を利用する。
また、必要に応じて随時、サービス担当者会議を行い、その必要性について検討し、適切な利用に努めてください。